

# 墨田区協治(ガバナンス)



## 「まちづくりの主役は私たち みんなで築くいきいきすみだ」 の仕組みづくり(案)

平成 19 年 2 月

墨田区協治（ガバナンス）の  
仕組みづくり検討委員会

## 目次

はじめに	・・・	2
第1章 協治（ガバナンス）が求められる社会的背景	・・・	3
第2章 墨田区を取り巻く現状と課題	・・・	5
第3章 「すみだ」の「協治（ガバナンス）」の理念	・・・	7
1. 「すみだ」における「協治（ガバナンス）」の定義とその原則	・・・	7
2. 「すみだ」の「協働」の定義・形態・ルール	・・・	9
3. 「すみだ」の協治・協働を担う各主体の役割・特性	・・・	11
4. 「すみだ」における協治・協働の展開の方向性	・・・	14
第4章 「すみだ」の協治・協働を推進するための方策	・・・	15
1. 協治（ガバナンス）の土壌づくり	・・・	15
2. 協治（ガバナンス）の仕組みづくり	・・・	19
〔資料〕		
墨田区協治（ガバナンス）の仕組みづくり検討委員会委員名簿	・・・	25
墨田区協治（ガバナンス）の仕組みづくり検討委員会の検討経過	・・・	26

## ■ はじめに

墨田区は、「下町人情」と言われる地域特性が強く残り、区内全域に町会・自治会が存在しており、親睦活動から地域の課題解決までさまざまな活動を行っています。しかし、近年、その活動も加入意識の低下や参加層の固定化・高齢化に伴い、地域社会の連帯意識が希薄となるなど、地域コミュニティの活性化が課題となっています。一方、成熟社会の到来の中、個人の自己実現意識の高まりなどにより、本区でも、ボランティアやNPO活動が活発化しており、その役割と重要性が多くの人々に認識されるようになってきています。

また、区では、平成12年7月、「すみだ やさしいまち宣言」を行い、宣言に定められた「やさしいまち」実現に向けて、区民一人ひとりが運動の主役として実践活動に取り組むため、その普及・啓発に努めています。さらに、平成17年11月、新しい基本構想が策定され、区政運営を「協治（ガバナンス）」の考えのもとで行い、区民、事業者、区が力を合わせて、あるべき「すみだ」の将来の姿を実現していくこととしました。

このようなことから、基本構想に掲げられた「協治（ガバナンス）」の考え方に基づき、地域社会を構築していくための具体的な方策などその仕組みづくりを検討するために、昨年8月、「墨田区協治（ガバナンス）の仕組みづくり検討委員会」が設置されました。当検討委員会では、これまで鋭意検討を重ねるとともに、先にまとめた「中間のまとめ」についてパブリック・コメントなどを経たうえで、このたび「協治（ガバナンス）の仕組みづくり」について、最終の取りまとめを行いました。

今後、「まちづくりの主役は私たち みんなで築く いきいき すみだ」を合言葉にこの「墨田区協治（ガバナンス）の仕組みづくり」と先に策定された「墨田区基本計画」をもとに、魅力や活力あふれる『すみだ』づくりが着実に進められていくことを期待します。

## 第1章 協治（ガバナンス）が求められる社会的背景

### （1）地方分権の進展

平成 12 年 4 月、地方分権一括法の施行により、日本の自治制度は「中央集権型から地方分権型へ」、国と地方の関係は「上下・主従の関係から対等・協力の関係へ」と大きく変わりました。また、特別区制度改革の実現により、区は「基礎的  
地方自治体」として生まれ変わり、区民に最も身近な政府として、歩み始めていま  
す。

本格的な地方分権時代の到来にあって、区は「自己決定と自己責任」に基づき、  
意思決定を行うなど、地域の特性を生かした自主的かつ自律的な自治体運営を進め  
ていく必要があります。そのために、区は、区民への説明責任を明確にし、積極的  
な行政情報の提供を行うとともに、区政への区民の参加・参画が十分に行われる仕  
組みを整えることが求められています。

### （2）公共ニーズの多様化、高度化とガバメント（従来の統治）の限界

少子高齢化や高度情報化の進展、環境問題の深刻化など社会が大きく変化し複雑  
化する中、区民ニーズも多様化、高度化するなど、地域に必要な公共サービスは量  
的にも質的にも拡大傾向にあります。しかし、これらのすべての課題に行政がきめ  
細かに、また柔軟に対応することは困難な状況となっています。

このようなガバメント（従来の統治）の限界が指摘される中、地域の身近な課題  
について、地域で生活する住民や専門的な知識を有するNPO等のほうが、よりの  
確・迅速に課題解決を行えるなど、必ずしも行政が公共サービスを独占して提供す  
る必要はないという意識が高まっており、もっぱら行政が独占してきた公共分野に、  
民間参入を可能とする法整備などが進められています。

### (3) 求められる、新たなコミュニティ

成熟社会の到来の中、自由時間の増大などに伴い、区民の価値観や生活スタイルは多様化しています。特に、個人を単位とする価値観の成熟化により、家庭や職場以外の様々な場で、自己の価値観に基づいた様々な活動を通して、自己実現を図りたいという欲求が高まっています。

また、阪神・淡路大震災や三宅島の復興等にあって、ボランティアやNPOの目覚ましい活躍を背景に、平成 10 年 12 月、特定非営利活動促進法が施行されるとともに、平成 15 年 5 月には、特定非営利活動分野の拡大などを内容とする法改正が行われるなど、市民活動のさらなる広がりが期待されています。

一方、度重なる災害や体感治安の悪化のなか、防災や防犯施策など地域社会と密接な連携を必要とする課題が山積しており、地域組織としての町会・自治会の役割や重要性も見直されています。しかしながら、旧来のコミュニティだけでは、新たな課題に柔軟に対応するには限界があり、市民活動との融合など、新たなコミュニティの創造が求められています。

## 第2章 墨田区を取り巻く現状と課題

### (1) 区政の情報公開と説明責任

区では、平成13年4月、区政を一層開かれたものとし、区政に対する区民の理解と信頼を深めるために「墨田区情報公開条例」を施行しました。また、区民が区政に関する情報を容易に得られるよう「情報公開の総合的推進に関する事務取扱要綱」を定めるなど、情報公開の積極的な推進を図っています。さらに、区政の透明化・公正確保策の一環として「審議会等の会議の公開に関する基準」を策定し、本区における審議会等の会議を原則公開としました。

また、区の広報活動を効率的・効果的に進めるため、広報紙「区のお知らせ」の配布方法や内容の改善に取り組んでいるほか、CATVやインターネットなど新たな媒体を活用とした広報の充実にも取り組んでいます。

### (2) 区政への区民参加

区では、これまでも、政策形成過程における区民参加の取り組みとして、住民意識調査の実施を始めとして、住民説明会の開催など積極的に区民意見の反映に努めてきました。また、平成14年、区民意見提出手続の庁内ルールとして「パブリック・コメント手続きに係る基準」を定めたほか、基本構想を始めとして様々な計画の策定に際し、ワークショップを設置・開催するなど、計画段階における区民参画の機会の充実を図ってきました。

また、協治・協働の区政運営にあっては、計画策定にとどまらず、事業実施、評価などのそれぞれの段階で、区民参加が重要となることから、今後、協治（ガバナンス）を区政運営の基本として、どのように体系的に制度化していくか、検討していく必要があります。

### (3) 地域活動への区民参加

区内には平成 19 年 2 月現在、165 の町会・自治会があり、親睦活動を始めとして交通安全、防犯、防災など地域の様々な課題に対して、包括的に取り組んでいます。しかし、地域に古くから住み続けてきた区民と新たに入ってきた区民とのつきあいが生まれにくく、町会・自治会活動の中心となって活躍する役員層の固定化や高齢化も問題となっており、今後は、多様な世代の参加を促すなど、地域コミュニティを再興していくことが求められています。

一方、草の根で長年にわたって活躍するボランティア団体や区内を拠点に公益的活動を行うNPO法人の数も増えています。今後は、多様化・複雑化した地域課題に対し、町会・自治会やNPO・ボランティア団体、企業など様々な主体が、それぞれの得意分野や専門性を発揮しながら、地域課題の解決に当たっていただけるよう、各主体の連携やネットワーク化を図って行くことが重要になっています。

### (4) 地域活動の拠点となる場

これまで、区では、区を 8 つのコミュニティブロックに区分し、ブロックごとにコミュニティセンター等を均一に配置・整備してきましたが、地域におけるコミュニティ活動がより活発に展開されるために、今後は、区内に 6 つのエリアを設定し、コミュニティ施設を整備・再配置していくなど、区民が地域活動に参加しやすい環境づくりを積極的に進めていくこととしています。

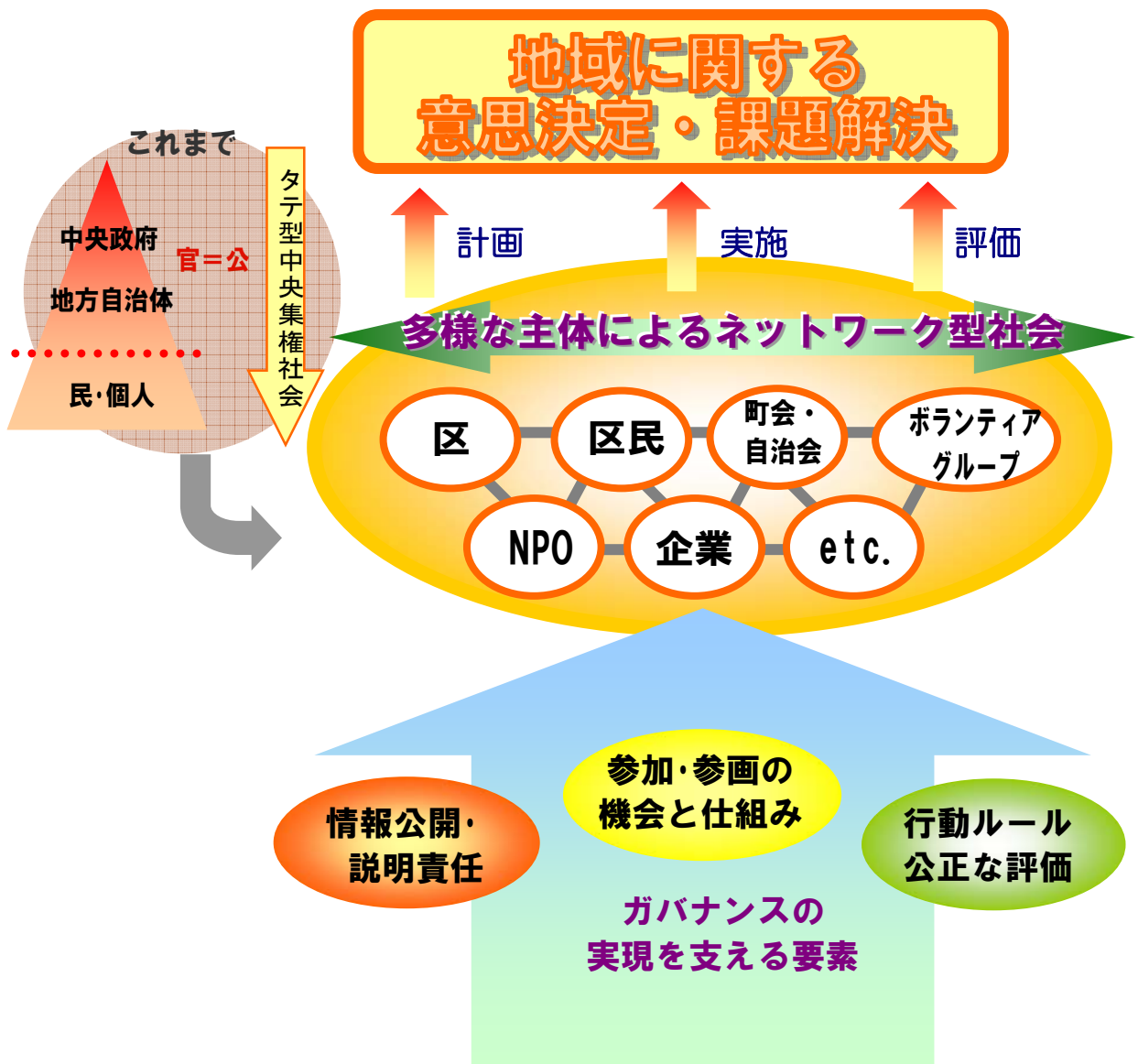
一方、現在のボランティアセンターは、ボランティア活動の推進・援助など社会福祉の増進を主たる目的として運営が行われてきましたが、これからのボランティア活動は、福祉分野だけに限らず、環境・まちづくり・国際交流など幅広い分野において、NPO活動などと併せ、協治（ガバナンス）を担う取り組みとして大いに活躍することが期待されています。これらの人々が交流・連携する拠点としてボランティアセンターの機能やあり方を見直す必要があります。

### 第3章 「すみだ」の「協治（ガバナンス）」の理念

「協治（ガバナンス）の仕組みづくり」を策定するにあたって、「すみだ」における「協治（ガバナンス）」の定義を次のように定めます。この考えのもと、区民、地域団体、NPO、企業、区など幅広い主体がそれぞれの特性を發揮し、適切な役割分担を行うとともに、協治・協働の取り組みを積み重ねていくこととします。

#### 1. 「すみだ」における「協治（ガバナンス）」の定義とその原則

「すみだ」における「協治（ガバナンス）」とは、『区民、地域団体、NPO、企業、区など多様な主体が、それぞれ果たすべき責任と役割を自覚しながら、ともに考え、行動することで、地域の課題の解決を図ろうという社会のあり方』とします。





また、「すみだ」の「協治（ガバナンス）」を実現するとともに、その状態を維持していくために、『「すみだ」の協治（ガバナンス）のための原則』を掲げます。

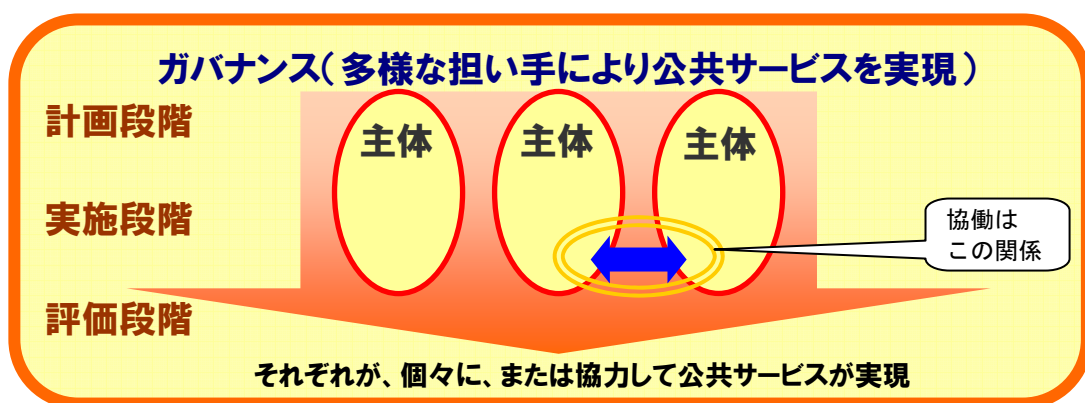
今後、区民、各団体（地域団体、NPO、企業等）、区が、以下の原則を理解し、合意するとともに、その合意のもと、この原則に基づいて行動していくことにより、「すみだ」の「協治（ガバナンス）」が、実現・維持されることを目指します。

### 「すみだ」の協治（ガバナンス）のための原則

- 協治（ガバナンス）の各主体は、情報を共有し、情報が偏るようなことがあってはならない。
- 参加、参画、協働の機会は、各主体に対して常に開かれていなければならない。
- 参加、参画、協働の際の意思決定のルールを明確にしなければならない。
- 各主体間で、相互に対話が行われなければならない。
- 活動に対する評価が相互に行われ、適切に見直されなければならない。
- 活動のための機会と場所が用意されていなければならない。
- 各主体は、地域の課題の解決や地域の目標の実現に向け、その担い手として、それぞれの能力を高めなければならない。
- 行政は、各主体が、上記の事項が実施できるよう、支援しなければならない。

## 2. 「すみだ」の「協働」の定義・形態・ルール

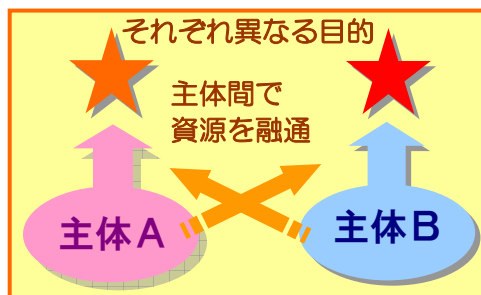
「すみだ」における「協働」とは、ガバナンス社会実現に向けた実践段階において、「2 つ以上の主体が協力」することであると定義します。「協治」が「多様な主体」に主眼をおくものであるのに対し、「協働」は、主体間の「関係」に主眼をおくものです。また、「協働」が、事業の実施・評価段階に行う関係であるのに対し、「協治」は、通常時の情報共有から課題認識、目標設定の際の意思決定、実施、評価のすべての段階を言うこととします。



また、「協働」について、主体の関係と目的の共有に着目し、3つの形態に整理するとともに、今後の協働事業の展開等にあたり、「協働」のルールを定めます。

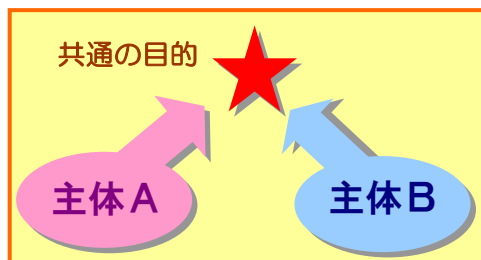
### 連携

複数の異なる主体が、  
**それぞれの**社会的目的達成や課題解決のために、  
**お互いの人材・資金・情報・ノウハウなどの資源を**  
 提供しあう関係



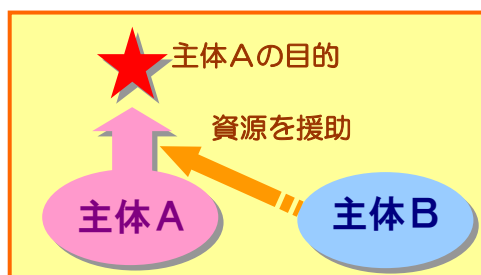
### (狭義の) 協働

複数の異なる主体が、  
**共通の**社会的目的達成や課題解決のために、  
**対等の立場で、役割と責任を分担して、**  
**それぞれの能力を発揮する**関係



### 支援

異なる主体が、  
**一方の**社会的目的達成や課題解決のために、  
**他方が援助する**関係



## ～ 「すみだ」の「協働」ルール ～

### ① 対等の関係

協働に当たっては、双方が上下の関係ではなく、対等の関係を保ち、提案・検討・実施・評価と協働のプロセスを進めていく必要があります。

### ② 目的の共有

協働事業を行うには、目的を双方が理解し、一致していることが必要です。それぞれの団体には個々の組織目的がありますが、目的が一致した部分において、双方確認の上合意し、協働を行うこととなります。

### ③ 相互理解・役割分担

異なる立場や価値観、目的を持った主体同士がお互いの特性を理解し、尊重しあい、情報を共有する中で、目的を効果的に達成できる役割分担を行うことが重要です。

### ④ 自主性・自立性

協働の主体それぞれが、自主性と自己責任のもとで活動していることを、双方が理解して進める必要があります。また、協働が馴れ合いや依存の関係にならないように、お互いに自立した関係を保つことが大切です。

### ⑤ 情報の公開

協働事業の活動の内容、協働プロセスの透明性・公平性・合理性が貫かれ、双方は自ら進んで情報を公開し、説明責任を遂行する必要があります。また、日常的にも協働情報の公開により、協働機会の均等性を確保する必要があります。

### ⑥ 検証・評価

協働はそれ自体が目的ではなく、協働の成果があってこそ意義があるといえます。一定の時期に、双方および第三者が協働の効果の検証・評価を行うことが必要です。

### 3. 「すみだ」の協治・協働を担う各主体の特性・役割

墨田区という地域社会は、区民、地域団体、NPO、企業、行政等様々な主体から成り立っています。協治（ガバナンス）の考えのもと、それぞれの主体が適切な役割分担のもと連携・協働し、それぞれの特性を發揮していくことが大切です。

#### ● 町会・自治会等地縁団体の役割

地域に根ざした生活全般に関する活動を行っており、地域の課題についてもよく知っていることから、地域内の住民の連携と生活に関する全般的な課題を解決する役割を担う。また、地域の伝統文化の継承や活性化のため、世代間交流を進め、多世代による活動の相乗効果を図っていく。

行政及び NPO や区民ボランティア等との連携を図り、主体的に協治（ガバナンス）の担い手として活動する。

#### ● NPO・ボランティア団体・区民活動団体の役割

各団体の使命のもとに専門性、先駆性、機動性を生かして地域の課題を解決する役割を担う。

区民団体、町会・自治会や行政と連携しながら、協治（ガバナンス）の担い手として主体的に地域の特性に合った活動を推進する。

#### ● 企業・業界団体の役割

専門性やニーズ把握の能力、あるいは資金力を活かし、企業市民として地域に貢献する役割を担う。

町会・自治会や NPO・区民ボランティア、行政と連携しながら、昼間区民である企業に勤める社員も、地域における協治（ガバナンス）の担い手の一員として活動する。

#### ● 区等行政組織の役割

協治・協働の推進に向けたコーディネート、仕組みづくりを行う役割を担う。また、これまでの事業推進の主体としての役割に加え、職員の意識と資質の向上、組織の充実、横断的取り組みを進めるための体制づくりを行う役割を担う。

仕組みづくりの中で、場の提供や財政的支援など、行政であるために可能な役割を担っていく。

主体	町会・自治会等 地縁組織	NPO・ ボランティア団体・ 区民活動団体	企業・業界団体	区等行政組織
行動原則	慣習・継続・調和	自由・共感・ 個別・選択・多元	利潤追求・競争原理	公平・平等 安定・法令順守
サービス 分野	生活全般の共通課題	特定のテーマに特化 し、対象層はNPOが 独自に決める	業種ごとに分野が限 定	政策に合致した分 野、公平・平等の行 動原則ゆえに、均 一・画一のサービス
活動範囲 (エリア)	居住地のみ（居住地 外の課題は扱わな い）	NPOが独自に決める テーマに合っていれば 地域は限定しない	限定しない（小規模事 業体のなかには地域性 を有する場合あり）	活動範囲は確定的で 行政区域のみ、全域 にすみずみまで
参加姿勢	自発的 （「つきあい」など消 極的参加もありうる）	自立的	営業的 （+企業市民・社会的 責任）	首長の政策に沿い、 法・規則の下で行動
時間感覚	生活に密着した地域 課題に迅速に対応	組織の社会的使命に合 致すれば、迅速に行動 する	市場に迅速に対応、 投資回収期間	年度単位の執行 意思決定に時間がか かる
財源	会費など住民の寄付 +行政補助・委託	会費、寄付金、助成 金、事業収入、時に行 政補助	株主等による出資 金、事業収入、借入 金	税金、公債、負担金 等
継続性	継続的に活動 （地域により格差はあ る）	継続性を要求される （中心的な活動者に依存 する傾向もある）	事業採算に左右され る （倒産・撤退もある）	継続的 （法令等の担保を必要 とする）
効率性	構成員が固定的で調 和を重視することか ら、非効率な面も	なるべくお金をかけな い活動 人件費を考えない場合 も多い	競争原理、コスト意 識が働くため、効率 的	地域内に唯一の存在 で競争原理が働きに くいため、非効率な 面も
専門性	専門性はさまざま・ 柔軟な対応は可能	専門性を有する場合が 多いが、アマチュア集 団もある	高い専門性を有する が、それなりの対価 が必要	柔軟性・先駆性に欠 ける
地域課題 (ニーズ)へ の対応	地域ニーズの把握に は長けている	先駆性・柔軟性はある が、必ずしも地域のニ ーズと一致している とは限らない	競争原理により、ニ ーズ把握を重視	地域ニーズに対し、 民主制を重視
組織	上下関係が根強い 伝統的に役割は明確	比較的フラットな組織、 意思決定、命令系統があ いまいになりがち 小規模な組織が多く、 ひとりで複数の何でも 屋的な役割を担う場合 が多い	指示命令系統が明 確、現場の判断、情 報も重視 規模により組織内分 担は様々	指示命令系統が明 確、承認を待つ 組織内分担が明確

## ◇ 区職員に求められる意識改革

時代とともに区職員に期待される姿勢や能力は変化します。ガバメント（従来の統治）の限界が指摘される中、区民が主役の行政経営への転換が不可欠になっています。今後、協治・協働を進めるにあたって、区職員には次のような姿勢や能力の向上が求められます。

### 1. 総合力、コーディネート力、コミュニケーション力などの能力を身につける

協治・協働を進めるためには、事務執行能力のみならず、広く庁内全体を見渡して考え、柔軟に行動する総合力、複数の主体・部署の意見を調整するコーディネート能力が必要となります。また、相手の立場に立ち、独りよがりにならないよう「お役所言葉」を使わないことはもちろんのこと、説明責任をしっかりと果たせる能力を身につける必要があります。

### 2. つねに情報の発信とキャッチに努める

地域ニーズを的確に把握するためにも、常にアンテナを高く持つとともに、区側からも積極的な情報提供や提案を行い、広く意見を求めることが大切です。また、区民からの意見に対しては、その内容について検討し、積極的に政策形成に活かしていく意識をもつ必要があります。

### 3. 対話と信頼関係を維持する

積極的に地域に出て、摩擦を避けたり、怖がったりすることなく、対話の機会を持ち、信頼関係を築いていくことが大切です。また、立場の違いを認め合い、お互いの役割を認識して、同じテーブルの上で話し合い、ひとつの結論へと意見をまとめていくことが重要です。

### 4. 協働や日常の職務に対する体質改善、業務改善を心がける

日常の職務においても、「これは協働で行えないか」、「協働できるパートナーはいないか」など、改善の姿勢を常に保ち、固定観念を捨て、縦割りや前例踏襲の従来のやり方を常に改善するよう心がけることが大切です。協働相手に対しては、常に対等の立場であることを意識し、早期の自立支援段階から良きパートナーとなる段階への移行を心がける必要があります。

## 4. 「すみだ」における協治・協働の展開の方向性

地域に暮らし、活動する区民を始めとして、町会・自治会、NPO、企業等「すみだ」で活動する多くの主体は「すみだ」をつくる意欲と実行力に溢れ、公共サービスの担い手として大きな潜在力と可能性を持っています。今後、これらの力を活かし、魅力や活力あふれる「すみだ」をつくるために、『第4章 「すみだ」の協治・協働を推進するための方策』に掲げる「協治（ガバナンス）の土壌づくり」並びに「協治（ガバナンス）の仕組みづくり」をもとに、いきいきとみんなが輝き、人と地域にやさしい協治・協働の実践などを積み重ね、協治（ガバナンス）のまち「すみだ」をつくることとします。

### ● **みんなが「すみだ」の主役・信頼のネットワーク構築**

#### **いきいきとみんなが輝き、人と地域にやさしい 協治（ガバナンス）のまち「すみだ」をつくる**

墨田区は、これまで「ものづくりのまち」として地域産業が人々の暮らしを支えてきており、下町人情ともいわれる人々の暖かいつながりが今も息づいています。この地域に根ざした「おたがいさま」の精神、そして「すみだ やさしいまち宣言」の趣旨をもとに、多様な主体がそれぞれの特性や違いを認め合うなど、社会的包容力を強く意識した信頼や規範のネットワークを構築していきます。また、協治（ガバナンス）の考え方が「すみだ」に広く浸透している中、区民一人ひとりが「すみだ」でいきいきと輝くための人づくりを行います。さらに区政・地域活動への区民参画の基盤整備を行うなど、誰もが地域社会の主役として、地域のことを主体的に考え、自己決定と自己責任のもと自律的な取り組みが継続的に展開されるよう、「協治（ガバナンス）の土壌づくり」に取り組みます。

### ● **協治・協働のルール、プロセス（過程）の共有**

#### **協働の取り組みを積み重ね 協治（ガバナンス）のまち「すみだ」をつくる**

一足飛びにガバナンス社会が構築されるものではなく、身近な場所から、協治・協働の取り組みを一つひとつ着実に実施しながら、様々な場面を通じて、墨田区全域へと広げていくことが大切です。協働の取り組みにあっては、みんなで議論を尽くし、それぞれの合意のもと、実践段階においては評価と見直しを相互に行うなど試行錯誤を繰り返しながら、より良いものにしていくという双方向性・プロセス（過程）を重視します。また、これらの取り組みは、多様な主体がそれぞれの自主性を尊重しながら、対等の関係で進めていくことが必要であり、協治・協働の区政を積極的に推進するため、協治・協働に関する区の総合窓口やルールを明らかにするなど、「協治（ガバナンス）の仕組みづくり」に取り組みます。

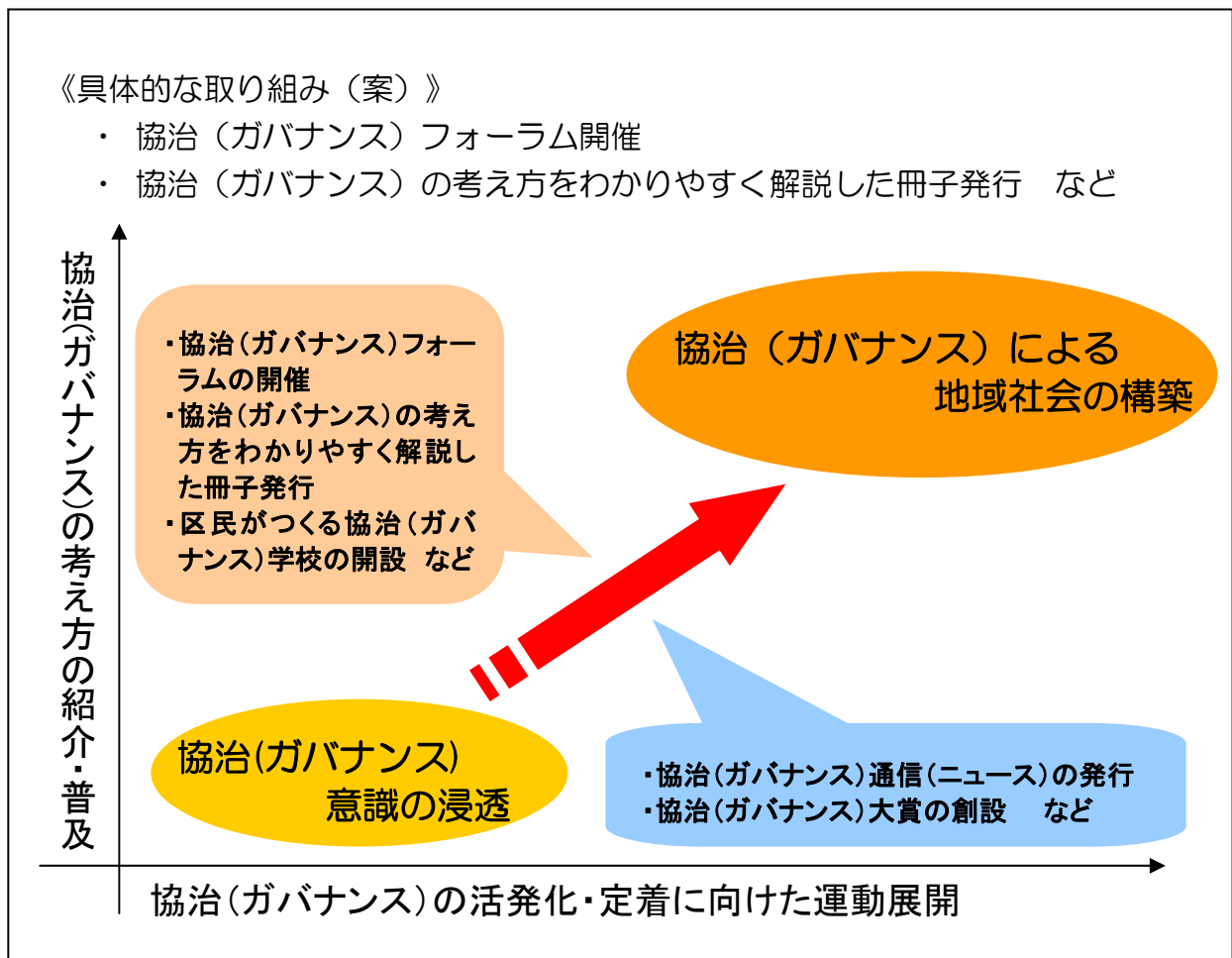
## 第4章 「すみだ」の協治・協働を推進するための方策

今後、「すみだ」において、協治（ガバナンス）意識の浸透・担い手づくりなど「協治（ガバナンス）の土壌づくり」に取り組むとともに、「協治（ガバナンス）の仕組みづくり」として区政において協治・協働の取り組みを推進するために、以下のとおり、8つの提案を行います。

### 1. 協治（ガバナンス）の土壌づくり

#### 提案1：協治（ガバナンス）意識の浸透

協治（ガバナンス）による地域社会の構築のためには、区民一人ひとりが、地域社会の構成員として自覚と責任をもって地域の課題を自ら話しあい、自らの行動によって解決するなど、自主的・自律的な区民の存在が不可欠です。そこで、協治（ガバナンス）の考え方や区民の自治意識を高めるために、区制施行60周年<sup>1</sup>にあわせ、協治（ガバナンス）フォーラムを開催するなど様々な手法を用いて、協治（ガバナンス）意識の浸透に向けてその普及・運動展開に努めます。



<sup>1</sup> 区制施行60周年 昭和22年（1947年）、本所区と向島区が統合され誕生した墨田区は、平成19年（2007年）、区制施行60年を迎えます。



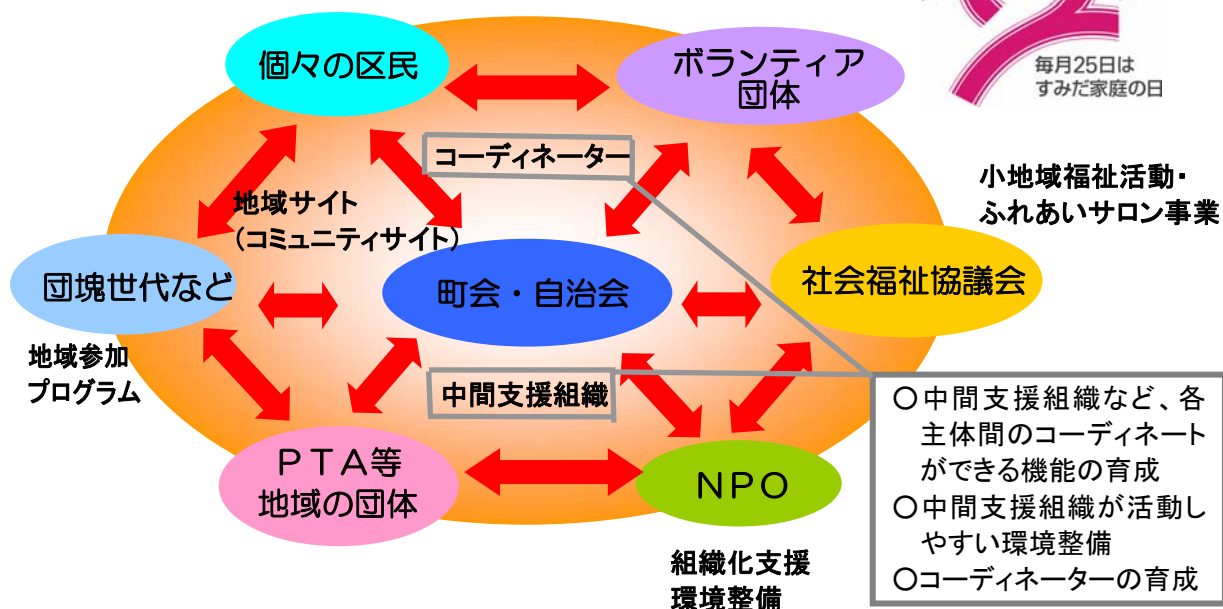
## 提案2：協治（ガバナンス）を支える人材・ネットワークづくり

協治・協働の担い手となる人材の発掘や裾野の拡大を図るため、団塊の世代の地域活動への参加プログラムの開発や地域の中のコーディネーター養成を支援するなど、地域活動の担い手を養成するための人づくりを推進します。

また、地域コミュニティの再興に向けて、町会・自治会、NPOなど協治（ガバナンス）を担う各主体が相互に地域情報を提供・共有できる環境を整えるとともに、様々な機会を通じ各主体の相互理解を進めるなど、多様な人々・主体の連携・交流を図り、信頼とネットワークのある「やさしいまち」を構築します。

### 《具体的な取り組み（案）》

- ・ 団塊の世代の地域活動への参加プログラムの開発
- ・ 地域の中の中間支援組織<sup>2</sup>・コーディネーター育成支援
- ・ 地域サイト（コミュニティサイト）の開発・機能拡充
- ・ 「わがまち通信局」支援事業<sup>3</sup>の継続
- ・ やさしいまちメイト（仮称）事業<sup>4</sup>の創設
- ・ 地縁・志縁コミッション事業<sup>5</sup>の創設
- ・ 小地域福祉活動・ふれあいサロン事業<sup>6</sup>の展開 など



<sup>2</sup> 中間支援組織 区民や区民活動団体などを相互に媒介し連携を促したり、地域の課題解決を支援するための情報やノウハウの提供、区民活動全体の立場を踏まえて調査研究や政策提言を行うなどの機能を備えた組織。

<sup>3</sup> 「わがまち通信局」支援事業 地域コミュニティの中核を担う町会・自治会が独自のホームページを開設・拡充する際に区が補助を行い、地域の自主活動の活性化を図る事業。

<sup>4</sup> 「やさしいまちメイト（仮称）」事業 「すみだ やさしいまち宣言」運動を展開している区民団体、企業・個店、NPO等に「やさしいまちメイト（仮称）」として登録してもらい、地域サイトなどで紹介しながら「やさしいまち」のネットワーク強化をめざす事業。

<sup>5</sup> 地縁・志縁コミッション事業 町会等の地縁団体とNPO等の志縁団体の相互理解を深めるため、その対話を促進し、地域に信頼され、地域コミュニティの活性化に貢献するNPO等の団体の育成・創出を促進する事業。

<sup>6</sup> ふれあいサロン事業 外出機会が少ない高齢者や障害者、子育て中の親子など、誰もが気軽に立ち寄り、仲間づくりや情報交換のできる場を地域住民が主体的に設置する活動について、社会福祉協議会が支援を行う事業。

### 提案3：区政情報の共有と区民参画の推進・充実

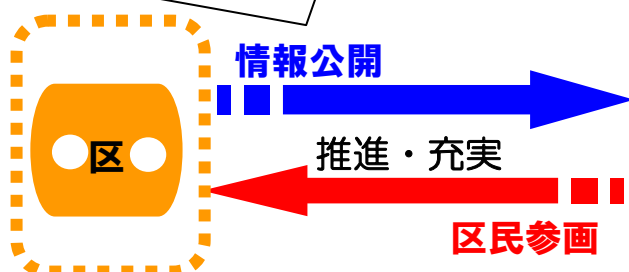
区民を始めとして、多様な担い手が区政に参画するためには、区からの情報を誰もが正確かつ迅速に入手できることが必要であり、多様な媒体を活用してわかりやすい情報提供に努めます。また、ワークショップ<sup>7</sup>の活用を始め、審議会等によっては公募委員の割合を増やすなど、区民が主体的に区政に参画する機会の充実に努めるとともに、コミュニティライン（地域担当員制）<sup>8</sup>やコミュニティ懇談会<sup>9</sup>の運営方法等の見直しを行うなど、区政への区民参画の推進・充実を図ります。

#### 《具体的な取り組み（案）》

- ・ 広報紙「区のお知らせ」のリニューアル
- ・ 「区のお知らせ」のメール配信
- ・ 区民の声発掘事業の創設
- ・ コミュニティライン（地域担当員制）等の見直し
- ・ 行政評価制度の本格導入 など

情報公開条例に基づき、開かれた区政を推進  
「審議会等の会議の公開に関する基準」「パブリック・コメント手続に関する基準」「情報公開の総推進に関する事務取扱要領」を策定するなど、区政の透明化・説明責任を推進・充実

区のお知らせ・区のホームページ・さくらケーブルテレビなどによる区政情報の提供



#### 計画段階における参画

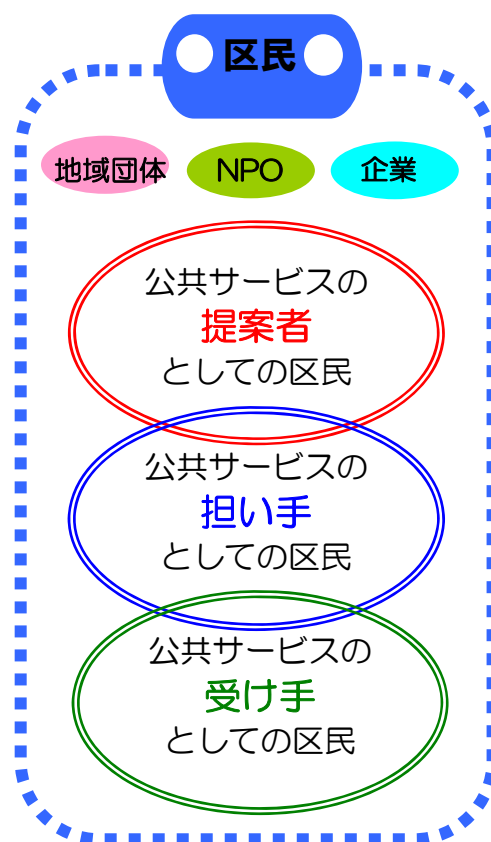
住民意識調査、「区長への手紙」、住民説明会、シンポジウム・フォーラム・ワークショップ等により区民の要望・意見・提案等の把握

#### 事業実施段階における参画（＝協働）

事業協力・アドプト・実行委員会・共催等様々な手法による区民参加

#### 評価段階における参画

行政評価・第三者評価・外部評価の実施



<sup>7</sup> **ワークショップ** 目標や課題を設定し、学習しながら取り組む参加体験型プログラム。区では、基本構想・基本計画の策定に際し、実施するとともに、現在、都市計画マスタープランの策定にあっても導入している。

<sup>8</sup> **コミュニティライン（地域担当員制）** 区内を10のブロックに分け、部課長が当該地域における町会等の会議や行事等への出席を行い、区と地域とのコミュニケーションを充実させ、区民との相互理解と信頼関係を深める事業。

<sup>9</sup> **コミュニティ懇談会** 年2回程度、ブロックごとに区政情報の提供、意見交換さらに地域の抱える課題等について懇談する会議。

## 提案4：協治（ガバナンス）の活動拠点づくり

協治（ガバナンス）を担う区民・区民活動団体・事業者などの交流・ネットワークの拠点、区民公益活動の支援施設として、区民活動センター(仮称)を整備します。また、区内6つのエリアごとに、区民が地域における活動や交流を行うコミュニティ活動の拠点として、地域プラザ・地域ふれあい館を整備することとし、その整備や運営にあたっては、地域を構成する多様な主体の参画を通じて、地域のネットワークづくりを図ります。

### 《具体的な取り組み（案）》

- ・ 区民活動センター(仮称)の整備・運営
- ・ 地域プラザ・地域ふれあい館の整備・運営

#### 区民活動センター(仮称)の機能(案)

#### 区民活動の推進、定着、レベルアップのための機能

区内中間支援団体による運営

区民活動やボランティアなどの情報提供

市民活動に関する図書・パンフレット等の閲覧、配布  
掲示板・HPの運営

ボランティア活動のコーディネート

現在、ボランティアセンターが行っている機能

区民活動に関する人材の育成、個人・団体への研修の提供

研修の実施、人材データベースの登録

区民活動や団体のPRの場、手段の提供

区民活動情報サイトの運営、貸し掲示板、各種団体・NPOの紹介パンフレット、印刷機、コピー機(有料)、紙折り機などの利用

区民活動団体の活動の場

貸し会議室・研修室(時間貸し、区民活動団体に限定)、フリーミーティングルーム

団体の簡単な拠点機能

貸しロッカー(有料または無料)、団体専用ポスト

NPO 設立支援、相談

経験者、専門家などによる設立の支援

#### 地域プラザ・地域ふれあい館の整備・運営の流れ

構想段階

コミュニティエリア住民による「地域プラザ」等で何をしたいか、どんな空間にしたいかの構想づくり＝「どうせつくるならこんなものにしたい」という意見・要望・アイデアなど地域ニーズの集約など

設計段階

施設づくりワークショップの開催など、コミュニティエリア住民による「地域プラザ」等の設計・建設の具体化など

建設段階

運営段階

コミュニティエリア住民による「地域プラザ」等の自主運営や運営委員会の設立、活動ボランティアの募集など

町会・自治会

PTA

商店会

NPO

ボランティア団体

老人クラブ

子ども会

地域企業

各種サークル団体

地域帰帰の  
団塊の世代

地域を構成する  
多様な主体の結集

関心のある  
区民

地域プラザ等の整備・運営をきっかけとした地域のネットワーク・コミュニティづくり

## 2. 協治（ガバナンス）の仕組みづくり

### 提案5：協働ガイドラインの策定

協治（ガバナンス）の各担い手と区との協働が円滑に進められるよう、協働を行う際の基本的な考え方や方法、留意点など協働のルールを規定するガイドラインを作成し、今後、それぞれの主体が共通認識のもと、協働を進めるための指針（手引書）とすることとします。

また、区が行う事務事業について、事業の企画・実施などそれぞれの段階で、区以外の担い手との協働により実施の可能性があるのか、行政評価（事務事業評価）に併せその可能性を総点検し、協働で行うにふさわしい事業については、それぞれに応じた手法（形態）を模索するなど、協働の機会確保に努めます。

#### 《具体的な取り組み（案）》

- ・ 協働ガイドラインの策定
- ・ 区が行う事務事業の協働化 など

#### すみだ協働ガイドライン（案）

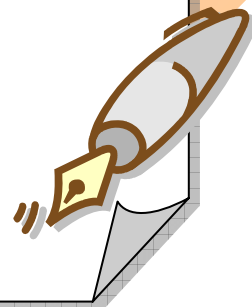
##### 目 次

##### 第1章 協働の基本的な考え方

- ・ 「すみだ」の「協働」のルール など

##### 第2章 協働事業の進め方

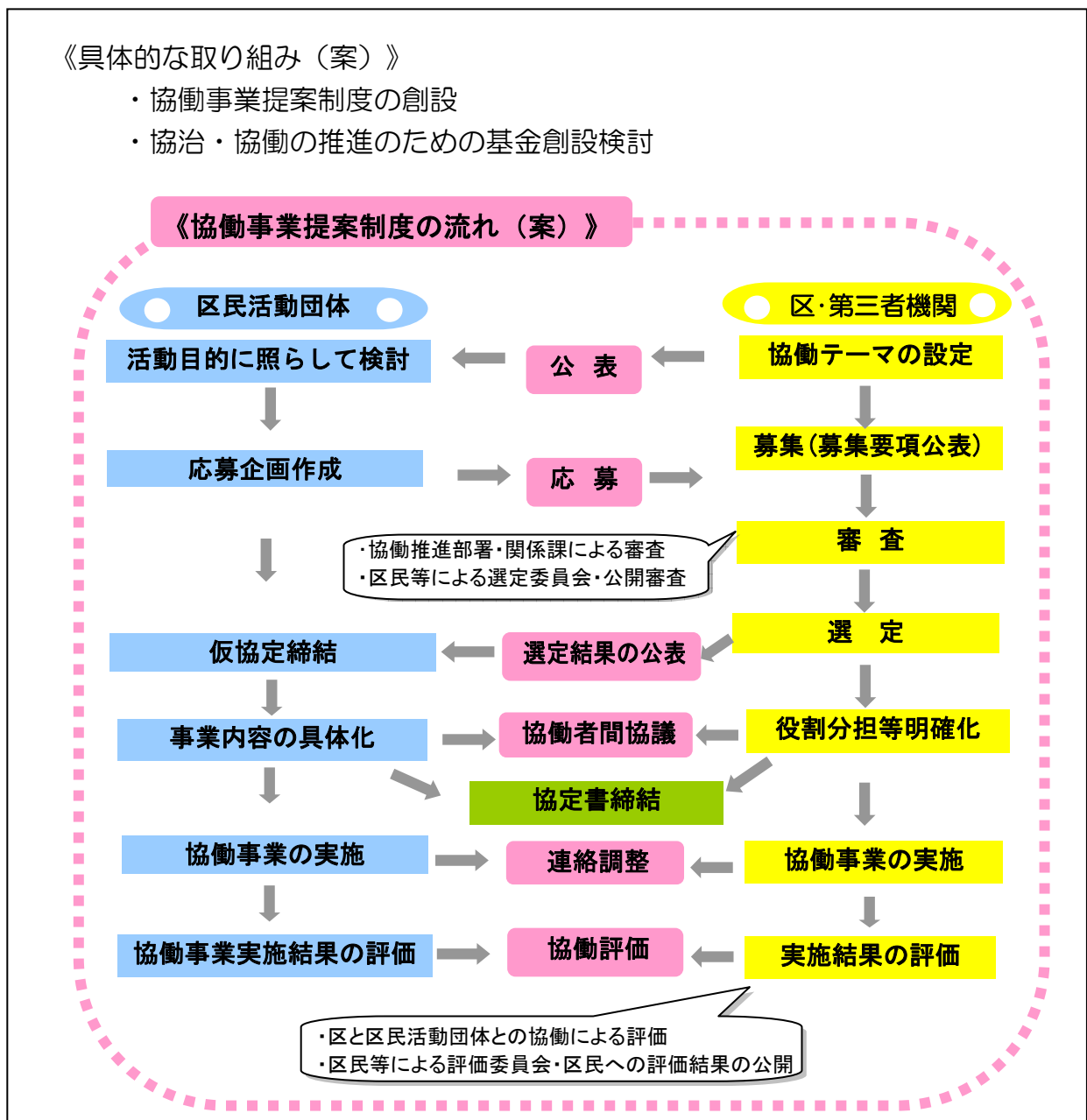
- ・ 協働を始めるにあたって
  - \* 協働に適した事業の考察
  - \* 協働の形態の選定
  - \* 協働ニーズの把握
- ・ 協働事業の実施
  - \* 協働事業の合意形成
  - \* 協働協定書モデルの提示
  - \* 協働段階のリスク管理
- ・ 協働事業のフィードバック
  - \* 協働事業の評価・見直し など



## 提案 6：協働事業提案制度の創設

安全・安心なまちづくりを始め、子育て支援、環境の共創など地域の公共的課題を行政にはない発想・手法で解決するため、区民活動団体などから事業提案を募集するなど、協働事業提案制度の創設を図ります。なお、協働事業提案制度の創設に当たっては、区民の目から見た審査や評価も必要となることから、区民や学識経験者などによる第三者機関の設置を検討します。

また、区民公益活動に対する資金面の支援を行うため、協治・協働の推進のための基金の創設を検討します。基金について、助成の対象は団体ではなく事業や活動に対して行うこととし、目的や成果を明らかにした公平な選定を行い、時限性のある助成期間を設けるとともに、区民や企業等からの寄付金の受け入れについても検討します。

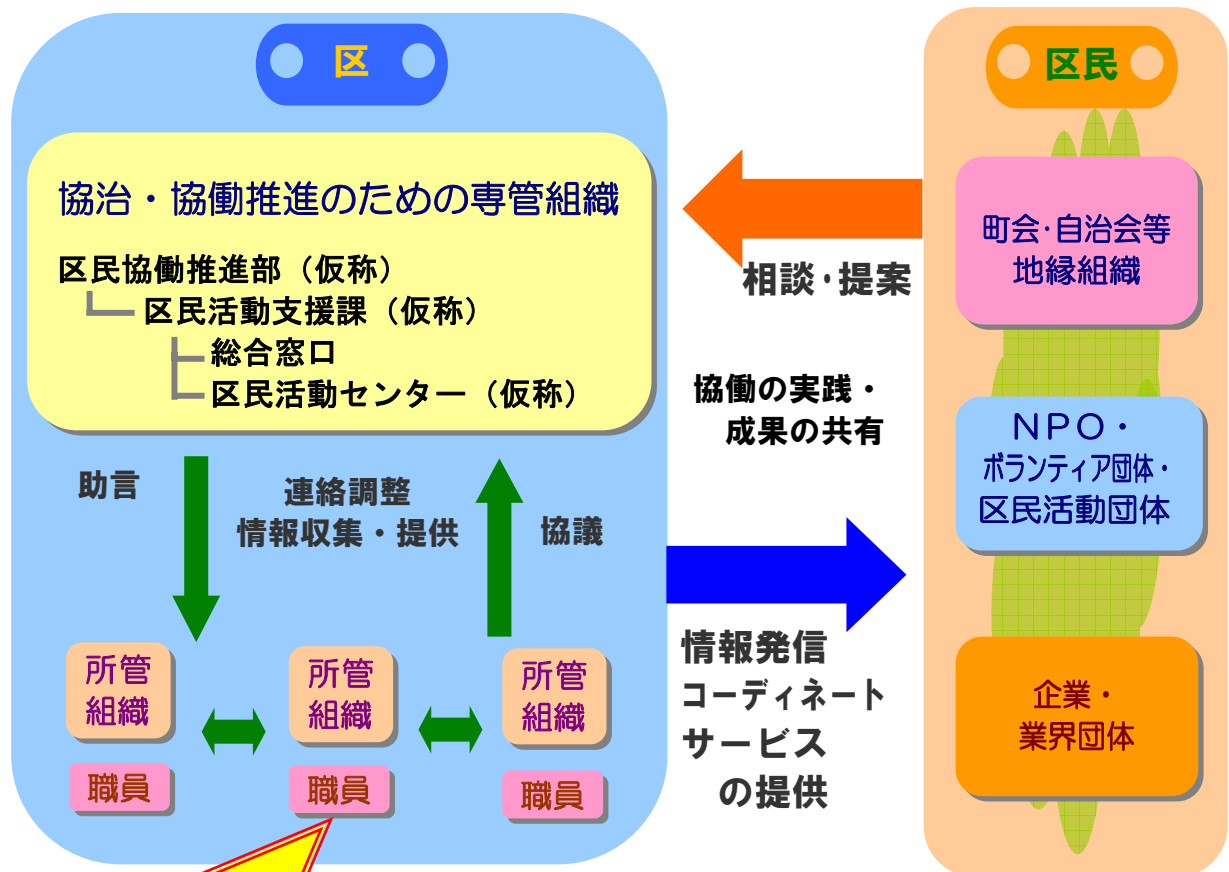


## 提案 7：総合窓口の設置など庁内体制の整備

協治・協働のまちづくりを横断的・総合的に推進するため、庁内に協治・協働に関する総合窓口を設置し、区民や各種団体等の支援およびコーディネート、庁内の関係部署との連絡調整を行うとともに、協治・協働に関する情報発信を行います。また、それぞれの部署でも、区民の参画と協働のチャンネルを適切に組み込む体制を築きます。

《具体的な取り組み（案）》

- ・ 協治・協働推進のための専管組織（総合窓口等）の設置
- ・ 協治・協働に関する職員研修等の実施 など



### 職員の意識改革

- 協治・協働に関する職員研修
- 職員のための協働ハンドブックの策定
- 協治・協働を担う各主体との相互交流

## 提案8：（仮称）協治（ガバナンス）の仕組みと自治推進に関する条例の策定検討

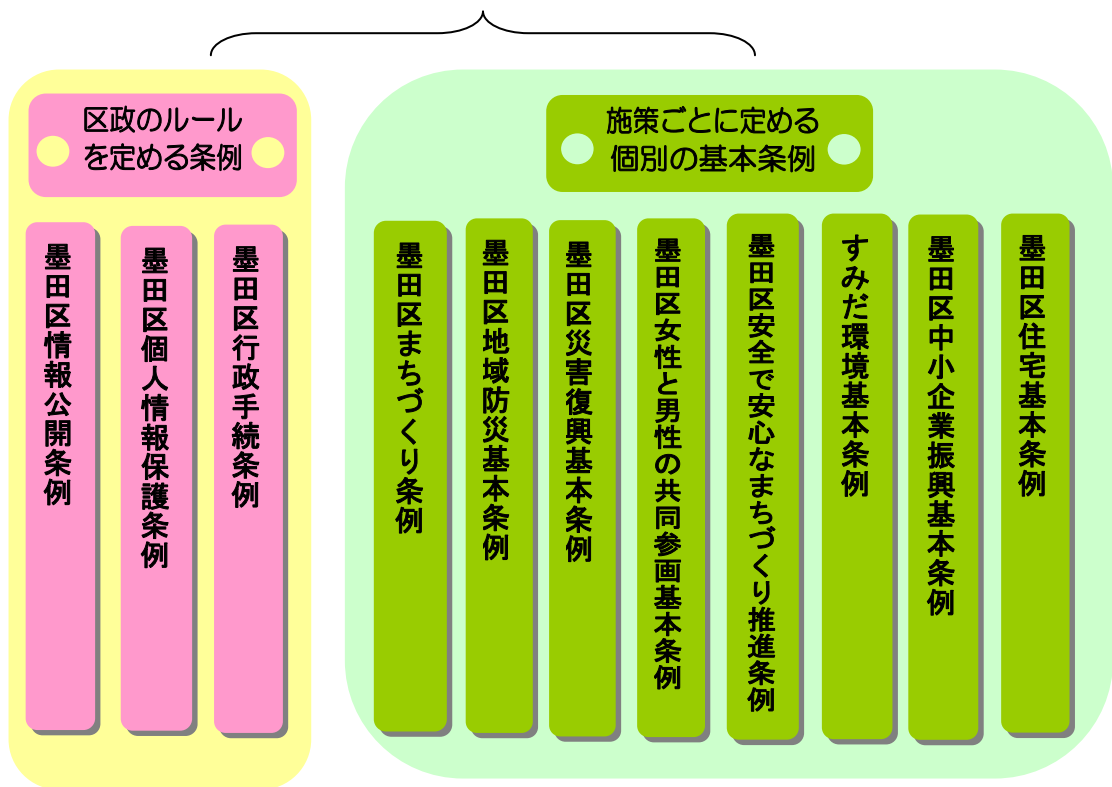
地方自治の本旨に基づいて、協治（ガバナンス）のための各担い手の役割を始め、情報の共有化、区民参画、協働のルールなど、協治（ガバナンス）による区政を制度的に保障する仕組みが求められています。区民はもちろんのこと、区議会における十分な論議を踏まえ、墨田区の自治を体系的・包括的に明確化する条例の策定を検討します。

《具体的な取り組み（案）》

- ・（仮称）協治（ガバナンス）の仕組みと自治推進に関する条例の策定検討

### （仮称）協治（ガバナンス）の仕組みと自治推進に関する条例

- ・ 考察できる規定
  - すみだの自治の基本的あり方
  - 協治（ガバナンス）のための各担い手の役割
  - 区政情報の共有、区民参画の保障・手続き、協働のルール など







# 資 料

## 墨田区協治（ガバナンス）の仕組みづくり検討委員会委員名簿

役職	氏 名	備 考
会長	青 山 侑	明治大学公共政策大学院教授
副会長	村 上 順	明治大学公共政策大学院教授
副会長	山崎美貴子	神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部長・ 東京ボランティア・市民活動センター所長
委員	石 川 美 雅	NPO法人 すみだライフサービス理事長
委員	小 川 昭	ボランティアサークル連絡会会長
委員	須貝利喜夫	公募委員
委員	高 原 純 子	一寺言問を防災のまちにする会理事
委員	田 口 守	東向島二丁目町会長
委員	田 邊 博 夫	AIGイースト・アジア・ホールディングス・マネジメント・インク AIGカンパニーズ 日本・韓国地域広報担当役員
委員	吉 兼 鋼 光	亀沢一丁目町会長

## 墨田区協治（ガバナンス）の仕組みづくり検討委員会の検討経過

### 第1回 平成18年8月2日（水）

- 委嘱状の交付
- 会長・副会長の選任
- 「協治（ガバナンス）の仕組みづくりについて」区長より検討依頼
- 検討委員会の公開について了承

### 第2回 平成18年9月29日（金）

- 区政の情報公開・説明責任について検討
- 区政への区民参加について検討
- 地域活動への区民参加について検討

### 第3回 平成18年10月12日（木）

- 協治・協働の進め方・仕組みづくりについて検討

### 第4回 平成18年11月22日（水）

- 協治（ガバナンス）の仕組みづくり「中間のまとめ」について検討

### 第5回 平成19年2月20日（火）

- 「中間のまとめ」に対するパブリック・コメントへの対応
- 「協治（ガバナンス）の仕組みづくりについて」最終のまとめ
- 「協治（ガバナンス）の仕組みづくりについて」区長へ検討報告